



令和4年 (2022年) 5月19日(木)

No. 15655 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆審決取消判決の拘束力に関する
裁判例の分析(上).....(1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版).....(9)

審決取消判決の拘束力に関する 裁判例の分析(上)

立命館大学法学部

教授 田中 良弘

1. はじめに

本稿は、取消判決の拘束力に関する最判令和3年6月24日民集75巻7号3214頁(以下「令和3年最判」という。)を踏まえ、特許審決取消判決の拘束力に関する裁判例について分析を行うものである。

特許審決取消訴訟の拘束力に関しては、最判平

成4年4月28日民集46巻4号245頁(高速旋回式パ
レル研磨法事件。以下「平成4年最判」という)が、取消判決の拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであり、審判官は、再度の審決において、取消判決の上記認定判断に抵触する認定判断をすることは許されない旨を判示しており、それ以降の裁判実務においては、この平成4年最判の判示に従い判断がなされ



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治
シニアカウンセラー 小野 由己男*

弁理士 夫 世進
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 岡崎 信治
弁理士 吉田 新吾

中国弁理士 鄭 徳虎

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン

弁理士 合路 裕介*
弁理士 香山 良樹
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

韓国弁理士 朴 沼泳*
日本弁理士

弁理士 石川 貴之
弁理士 金 亨泰
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝*
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)